

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年6月20日

津島市長 日 比 一 昭

## 津島市規則第20号

### 津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例（令和6年津島市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第2号アの規則で定める産業廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条に規定する産業廃棄物の処理施設のうち同条第1号から第13号の2までに掲げるもの
- (2) 令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 産業廃棄物の処分の事業の用に供する施設であって、産業廃棄物の処分を業として行う者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者に限る。）がその業として行う処分の用に供するために設置するもの（前2号に掲げる施設を除く。）

(産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者であって産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所を使用するもの)

第3条 条例第2条第2号アの規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号又は第4号に規定する者とする。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に該当する変更に係る事項)

第4条 条例第2条第2号イの規則で定める事項は、次に掲げる変更に係る事項とする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる施設にあつては、法第15条の2の6第1項に規定する事項の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）
- (2) 第2条第3号に掲げる施設にあつては、次に掲げる変更
  - ア 法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更（同項

ただし書に規定する変更を除く。)又は法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)

イ 省令第10条の4第1項第4号又は第10条の16第1項第4号に規定する事業の用に供する施設の設置場所の変更

ウ 省令第10条の4第1項第4号又は第10条の16第1項第4号に規定する事業の用に供する施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、省令第10条の4第1項第4号に規定する埋立地の面積及び埋立容量をいう。)が10パーセント以上増大するに至るもの

(3) 条例第2条第2号アに規定する産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所にあつては、次に掲げる変更

ア 法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)又は法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)

イ 省令第9条の2第1項第5号イ又は第10条の12第1項第5号イに規定する積替え又は保管の場所の所在地の変更

ウ 省令第9条の2第1項第5号ロ又は第10条の12第1項第5号ロに規定する積替え又は保管の場所の面積に係る変更であつて、当該変更によって当該面積が100パーセント以上増大するに至るもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、周辺的生活環境に与える影響が特に大きいものとして市長が認める変更

(関係地域を定める基準)

第5条 条例第2条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号及び第3号に掲げる施設並びに条例第2条第2号アに規定する産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所にあつては、当該施設又は場所の敷地の用に供する土地(当該土地と一体的に使用する土地並びに産業廃棄物の搬出及び搬入のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。)の境界線から300メートル以内にあること。

(2) 第2条第2号に掲げる施設にあつては、当該事業用地の境界線から3キロメートル以内にあること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画の内容その他の事項を総合的に勘案し、環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域であること。

(事前協議)

第6条 条例第5条に規定する事業計画書は、事業計画書(様式第1)によるものとする。

2 事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等(条例第2条第2号アに規定する産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所をいう。以下同じ。)の位置図及び付近の見取図
- (2) 事業用地の計画平面図(土地の利用計画書)
- (3) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書
- (4) 事業者(条例第2条第3号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が事業用地の所有権を有しない場合にあつては、当該事業用地を使用する権限を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (6) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (7) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
- (8) 当該産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (11) 環境保全対策書

3 前項第11号に掲げる環境保全対策書には、次に掲げる項目ごとに、当該産業廃棄物処理施設等の設置等(条例第2条第2号に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等をいう。以下同じ。)を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(第2条第3号に掲げる施設及び条例第2条第2号アに規定する産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所にあつては、周辺地域の環境に及ぼす影響についての予測とする。以下この項において同じ。)の結果並びに当該調査の結果に基づく環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。この場合において、調査の対象としなかった項目がある場合は、当該項目ごとに、その理由を記載するものとする。

- (1) 大気汚染
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 悪臭

- (5) 水質汚濁
- (6) 土壌汚染
- (7) 搬出入車両
- (8) その他市長が必要と認める事項

(協議の時期)

第7条 条例第5条の規定による協議は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等に係る法令に基づく許可の申請又は届出を行う前に、これを行わなければならない。

(協議をした旨の告示等)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類又は事業の範囲
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場の場合にあっては埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）又は積替え若しくは処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ
- (6) 縦覧の期間
- (7) 意見書（条例第11条第1項に規定する意見書をいう。以下同じ。）の提出先及び提出期限

2 条例第7条の規定による縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 津島市役所
- (2) その他市長が指定する場所

(周知計画に定める事項等)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画書の提出年月日
- (3) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (4) 説明会（条例第9条第1項に規定する説明会をいう。以下同じ。）に関する事項
  - ア 開催日時
  - イ 開催場所
  - ウ 定員
  - エ 対象地域
  - オ 開催の周知方法
  - カ 多数の関係住民が参加できるよう配慮した事項
  - キ 配布する書類及び図面

- (5) その他の事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置
- (6) 説明会を関係地域の区域以外の区域において開催することとした場合は、その理由

2 条例第8条に規定する周知計画を記載した書類は、事業計画周知計画書（様式第2）によるものとする。

3 事業者は、事業計画周知計画書に変更があるときは、速やかに、当該変更の内容を書面により市長に報告するとともに、関係住民に周知させなければならない。

（説明会の開催）

第10条 事業者は、説明会を開催するに当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。

2 説明会においては、事業者は、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。この場合において、説明会に参加した関係住民からの質問、要望等に対しては、誠意をもって応答しなければならない。

3 事業者は、説明会に参加した関係住民に対し、意見書を提出することができる旨並びに当該意見書の提出期限及び提出先を説明しなければならない。

（事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置の結果の報告）

第11条 条例第9条第3項の規定による事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置の結果の市長への報告は、事業計画周知実施結果報告書（様式第3）によるものとする。

2 事業計画周知実施結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会において配布し、又は使用した書類及び図面
- (2) 説明会以外に事業計画の内容を関係住民に周知させるために講じた措置において使用した書類及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類及び図面

（意見書の記載事項等）

第12条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 意見の対象となる事業計画に係る事業者の氏名又は名称
- (3) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設等の種類
- (5) 関係地域の環境の保全上の見地からの意見及び当該意見に係る主な生活環境影響調査項目の区分

2 意見書は、環境の保全上の見地からの意見書（様式第4）によるものとする。

(見解書)

第13条 条例第12条第1項に規定する見解書(以下「見解書」という。)は、環境の保全上の見地からの意見に対する見解書(様式第5)によるものとする。

(見解の周知等)

第14条 条例第12条第2項の規定による見解の周知は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 関係住民に対する文書の配布又は回覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 条例第12条第2項の規定による市長への報告は、見解書周知状況報告書(様式第6)によるものとする。

3 見解書周知状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面
- (2) 関係住民の意見及び事業者の見解を踏まえて作成した条例第14条の環境の保全に関する誓約書の案文
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面  
(環境の保全に関する誓約書)

第15条 条例第14条の環境の保全に関する誓約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 始業及び終業の時間並びに産業廃棄物の搬入及び搬出の時間
- (2) 関係地域における環境の保全上の支障及びその対応策
- (3) 関係住民の産業廃棄物処理施設内への立入条件
- (4) 情報開示の要件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(環境の保全に関する協定の締結)

第16条 事業者は、条例第15条の規定により環境の保全に関する協定を締結するときは、関係地域に含まれる市内の一定の区域の住民により組織された町内会、自治会その他これらに類する公共的団体の代表者を相手方とするものとする。

(事業計画の変更の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第7)によるものとする。

(事業計画の廃止の届出)

第18条 条例第17条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第8)によるものとする。

(勧告に係る措置をとるべきことの命令の公表)

第19条 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (3) 違反の事実
- (4) 公表に至った経緯

2 条例第20条第2項の規定による公表は、津島市公告式条例（昭和25年津島市条例第45号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

（宛先）津島市長

事業者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第5条の規定により協議したいので、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画を提出します。

1 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
2 産業廃棄物処理施設等の種類	
3 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類又は事業の範囲	
4 産業廃棄物処理施設の処理能力	
5 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	別紙1のとおり
6 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	別紙2のとおり
7 産業廃棄物処理施設等に係る災害の防止及び生活環境の保全のための計画	別紙3のとおり
8 産業廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法（産業廃棄物の最終処分場である場合を除く。）	
9 埋立処分の計画（産業廃棄物の最終処分場である場合に限る。）	
10 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	

11 産業廃棄物処理施設等の設置等に関して必要とされる関係法令に基づく手続の状況	別紙4のとおり
12 その他紛争の予防のために講ずる措置に関する事項	

#### 備考

- 1 産業廃棄物処理施設等の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場、積替え又は保管を行う場所等の別を記載すること。
- 2 産業廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法については、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物ごとに、自家処分又は委託処分の別及び処分方法を記載すること。

別紙1

産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画

1 産業廃棄物処理施設等の位置（事業用地の地番、面積及び地目）	
2 産業廃棄物処理施設の処理方法	
3 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	
4 処理又は積替え若しくは保管に伴い生ずる排ガス及び排水の量並びに騒音及び振動のレベル並びにこれらの処理方法（排ガス及び排水にあつては、排水口の位置、排出先等を含む。）	
5 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質、騒音及び振動のレベルその他の生活環境への負荷に関する数値	
6 その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	

備考

- 1 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備については、建築面積、延床面積、建築構造、施設の用途、産業廃棄物の積替え又は処分等のための保管上限及び積み上げることのできる高さ等を記載すること。
- 2 排ガス及び排水の処理方法については処理系統図を、騒音及び振動の処理方法については騒音及び振動の防止措置図を添付すること。
- 3 その他産業廃棄物処理施設等の構造等を明らかにするために必要な図面、表等がある場合は、これを添付すること。

別紙2

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

1 産業廃棄物処理施設等の運転管理の方法	
2 産業廃棄物の処理工程	
3 産業廃棄物の管理方法	
4 排ガスの性状、放流水の水質、騒音及び振動のレベル等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値	
5 排ガスの性状、放流水の水質並びに騒音及び振動のレベルの確認方法（測定の方法、頻度等）	
6 産業廃棄物処理施設等及び産業廃棄物の日常点検、定期点検等の方法	
7 産業廃棄物処理施設等及び産業廃棄物に関する異常時の措置	
8 その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	

別紙3

産業廃棄物処理施設等に係る災害の防止及び生活環境の保全のための計画

1 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
2 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
3 火災の発生の防止に関する事項	
4 地震による災害の防止に関する事項	
5 騒音、振動、悪臭、粉塵、害虫等の発生の防止に関する事項	
6 その他産業廃棄物処理施設等に係る災害の防止及び生活環境の保全に関する事項	

別紙4

産業廃棄物処理施設等の設置等に関して必要とされる関係法令に基づく  
手続の状況

手続	関係法令	所管行政庁	手続の進捗状況

様式第2（第9条関係）

事業計画周知計画書

年 月 日

（宛先）津島市長

事 業 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第8条の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業計画書の提出年月日		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
説明会に 関する事 項	開催日時	
	開催場所	
	定員	
	対象地域	
	開催の周知方法	
	多数の関係住民が参加できるよう配慮した事項	
	配布する書類及び図面	
その他の事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置		
特記事項		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 説明会を関係地域の区域以外の区域において開催することとした場合は、その理由を特記事項として記載すること。

様式第3（第11条関係）

事業計画周知実施結果報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

事業者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第9条第3項の規定に基づき、次のとおり事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置の結果を報告します。

事業計画書の提出年月日		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	参加者数	
	対象地域	
	開催の周知方法	
	説明の内容及び意見の集約並びに今後の対応	
説明会以外に事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置	実施日時	
	周知方法	
	対象地域及び周知した地域	
	周知の内容及び意見の集約並びに今後の対応	
特記事項		

(添付書類)

- 説明会において配布し、又は使用した書類及び図面
- 説明会以外に事業計画の内容を関係住民に周知させるために講じた措置において使用した書類及び図面
- その他の書類及び図面

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 説明会を関係地域の区域以外の区域において開催することとした場合は、その理由を特記事項として記載すること。

様式第4（第12条関係）

環境の保全上の見地からの意見書

年 月 日

（宛先）津島市長

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第11条第1項の規定に基づき、環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

意見の対象となる事業計画に係る事業者の氏名又は名称	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	

関係地域の環境の保全上の見地からの意見

意見の区分	意見の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 意見の区分の欄には、記載する意見の主に属する分野（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他の別）を記載すること。

(裏面)

意見書の提出者

住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号	
氏名及び住所の開示の意向	<input type="checkbox"/> 事業者に対して提出者の氏名及び住所を開示することを希望する場合は、レ印を付けてください。

注 意見書の提出者に関する情報は、提出者の開示の意向がない限り、市以外の者に対して開示することはありません。

様式第5（第13条関係）

環境の保全上の見地からの意見に対する見解書

年 月 日

（宛先）津島市長

事 業 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第12条第1項の規定に基づき、環境の保全上の見地からの意見に対する見解書を提出します。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	

関係地域の環境の保全上の見地からの意見に対する見解

意見の要旨	意見に対する見解

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第14条関係）

見解書周知状況報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

事 業 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり環境の保全上の見地からの意見に対する見解を周知させたので、津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおりその状況を報告します。

事業計画書の提出年月日		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
周知の状況	実施日時	
	周知方法	
	対象区域及び周知した区域	
	周知の内容及び意見の集約並びに今後の対応	
特記事項		

（添付書類）

- 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面
- 環境の保全に関する誓約書の案文
- その他の資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第17条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

（宛先）津島市長

事 業 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画の内容を変更したいので、津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業計画書の提出年月日		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8（第18条関係）

事業計画廃止届出書

年 月 日

（宛先）津島市長

事 業 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画を廃止したいので、津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業計画書の提出年月日	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
事業計画の廃止年月日	
事業計画の廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。